

◆令和8年度◆

「所沢市スマートハウス化推進補助金」

事業者用

補助対象項目

太陽光発電システム

蓄電池

営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

太陽熱利用システム

- 目次 -

1. 補助項目・補助金額一覧・・・・・・・・（P2）
2. 加算措置・・・・・・・・・・・・・・・・（P2）
3. 補助対象者・・・・・・・・・・・・・・（P3）
4. 申請書の提出方法・・・・・・・・・・（P4）
5. 申請受付期間と手続きの流れ・・・・（P5）
6. 補助金申請に関する留意事項・・・・（P7）
7. 補助対象要件・・・・・・・・・・・・・・（P8）
8. 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P13）

●先着順・予算額に達し次第終了します

お問い合わせ

所沢市 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

1 補助項目・補助金額一覧

※補助対象経費の合計が税抜100万円以上の場合に申請可能です

(ア) 太陽光発電システム・蓄電池 ※設置後申請

FIT認定の取得に関する条件がない補助項目です。

補助対象項目		補助(A)	補助(A)の 上限額
太陽光発電 システム	余剰売電 (FIT/非FIT)	補助対象経費の 1/10	200万円
	自家消費 (売電なし)	補助対象経費の 1/5	
蓄電池 ※単体での申請可		3万円/kWh	

(イ) 非FIT太陽光発電システム・蓄電池 ※原則、契約前かつ着工前申請

FITやFIPの認定を取得しない等、一定の要件を満たした太陽光発電システムの導入に対する補助です。太陽光発電システムと蓄電池の同時設置で最大385.3万円の補助が受けられます。

補助対象項目		補助(A)	補助(A)の 上限額		補助(B)	補助(B)の 上限額
非FIT 太陽光発電 システム	余剰売電	補助対象経費の 1/10	200万円	+	5万円/kW	100万円
	自家消費 (売電なし)	補助対象経費の 1/5				
蓄電池 ※非FIT太陽光発電システムと同時設置		3万円/kWh			補助対象経費の 1/3	85.3万円

(ウ) 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング） ※設置後申請

補助対象経費の1/5（最大200万円）

(エ) 太陽熱利用システム ※設置後申請

補助対象経費の1/3（最大100万円）※入浴介助サービス実施事業者に限る

2 加算措置

再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを利用している場合、補助金額の20%を加算します。

※(イ) 非FIT太陽光については、補助対象経費の1/5または1/10の金額の20%を加算します。

※(イ) 蓄電池については、3万円/kWhの金額の20%を加算します。

3 | 補助対象者

全ての補助対象項目に共通する対象者（全て満たす必要があります）

- (1) 自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人または法人

※工場、事務所のほか、事業者又は個人が所有し、賃貸する集合住宅も補助対象になりえます。

※市外に本店を置く事業者が、市内の事業所等に補助対象事業を実施する場合も補助対象です

- (2) 埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者

埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条とは、年度（4月1日～翌年3月31日）のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l以上の事業者又は大規模小売店舗法に基づく大規模小売店舗で、かつ、店舗面積1万㎡以上の事業者が地球温暖化対策計画の策定を義務付ける規定です。

- (3) 補助金の実績報告時に市税等の滞納がない者

納税状況については、市の内部のシステムにより確認いたしますが、場合によっては、納税証明書をご提出いただくことがあります。

- (4) 個人にあっては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者

- (5) 同一の事業について、所沢市から他の補助金を受けないこと。

太陽熱利用システムの補助申請対象者

以下のいずれかに規定される事業所のうち、入浴介助サービスを実施しており、市内に有する事業所に補助対象工事を実施する個人または法人

- (1) 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）
- (3) 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）
- (4) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業を行う施設（通所及び入所によるものに限る。）及び同法第29条に規定する有料老人ホーム

対象者の要件に関する注意点

- ・本補助金の交付は、**1事業者につき、同一年度内1回限り**です。
- ・(イ) 非FIT太陽光発電システム・蓄電池は、一部**国庫を原資とした補助**であるため、国や県などが実施する**国庫を原資とした補助制度の併用はできません。**

4 | 申請書の提出方法

受付は**先着順**です。**予算額に達し次第、受付を終了**します。

必要書類を揃えて、**申請期間内**に所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課に提出してください。なお申請手続き等を委任する場合は、**別紙の委任状**を併せて提出してください。

窓口提出の場合

提出先：所沢市役所5階
マチごとエコタウン推進課窓口
(市役所閉庁時を除く)
※申請内容の訂正等に備えて、印鑑をお持ちください。

郵送の場合

宛先：〒359-8501 所沢市並木1-1-1
所沢市環境クリーン部
マチごとエコタウン推進課
スマートハウス化推進補助金担当 宛

お急ぎの場合は窓口提出を！

郵送による事故等の責任は負いかねます。配送状況が追跡できる形での発送をお勧めします。**受付終了後に市役所に到達した申請書類は受付できません**。発送前に予算執行状況や受付期間を改めて確認してください。お急ぎの場合は窓口にお持ちください。**郵送申請の申請日は消印日ではなく当課への到達日の窓口終了時刻とします**。

書類の不備には十分ご注意を！連絡先は日中に連絡がとれる電話番号を

必要書類が揃っていないものは受付できません。手続きを進めることもできません。書類に不足・不備等があった場合は担当より連絡します。申請書には日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。(円滑な確認のため、申請資料の控えの保管や、当課の電話番号(04-2998-9133)のご登録等をお勧めいたします。)

5 | 申請受付期間と手続きの流れ

- 事後申請** (ア)太陽光発電システム・蓄電池
(ウ)営農型太陽光発電 (ソーラーシェアリング)
(エ)太陽熱利用システム

申請のタイミング	設置後
申請受付期間	4月1日(水曜)～3月19日(金曜)

手続きの流れ



STEP1
施工業者に見積依頼

補助要件に合致する機器か確認をしてください。



STEP2
契約締結(発注)、施工・引き渡し



STEP3
補助金の申請書類を提出

申請内容が補助要件を満たしているか審査します。

補助金交付決定

... 「補助金額確定通知」を送付します。
(概ね受付から1か月程度です)



STEP4
補助金の振り込みを確認

補助金額確定通知を発送後、概ね1か月程度で振り込み手続きが完了します。

事前申請 (イ) 非F I T太陽光発電システム・蓄電池

※非F I T太陽光発電システムと同時設置

申請の タイミング	契約前かつ着工前 ※令和8年4月1日から6月30日の間に契約を締結し、着工したものに限り、6月30日（火曜）まで、契約後または着工後の申請を受け付けます。
申請受付期間	6月1日（月曜）～12月18日（金曜）

手続きの流れ



STEP1 施工業者に見積依頼

補助要件に合致する機器か確認をしてください。
補助金の交付決定が下りるまでは**契約（発注）しない**でください。



STEP2 補助金の申請書類を提出

申請内容が補助要件を満たしているか審査します。

補助金交付決定

... 「補助金交付決定通知」を送付します。
(概ね受付から1か月程度です)



STEP3 契約締結（発注）・施工

補助金の交付決定を受けて、契約（発注）してください。**契約日（発注日）が補助金交付決定の日よりも前にならないよう、注意**してください。

工事着手



STEP4 実績報告書類の提出

施工完了から30日以内、または**令和9年1月29日（金）**のいずれか早い日までに、必要書類を揃えて提出（郵送の場合、必着）してください。報告内容を審査したうえで、補助金額確定通知を送付します。



STEP5 補助金の振り込みを確認

補助金額確定通知を発送後、概ね1か月程度で振り込み手続きが完了します。

6 補助金申請に関する留意事項

補助対象機器の管理期間

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、次の期間を経過するまで、**善良な管理者の注意をもって適正に管理**してください。

- ・非F I T太陽光・蓄電池：設置した機器の**法定耐用年数を経過**するまで
(太陽光発電システム**17年**、蓄電池**6年**)
- ・上記以外：事業を完了した日から起算して**5年間**

処分の制限・書類の保管

市の事前承認を得ずに、上記管理期間を経過するまでの間、補助対象機器等を**譲渡、貸付、交換、担保に供すること又は取り壊す（廃棄含む）ことはできません**。これらの行為を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部を加算金とあわせて**返還していただく場合があります**。補助金申請に係る書類等は、廃棄せずに保管してください。

アンケート等の実施・協力

補助金事業の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

補助金の交付決定を受けた後に、申請内容に変更が生じた場合

速やかに「所沢市スマートハウス化推進補助金変更承認申請書【様式第8号】」に必要な資料を添付して提出してください。

補助金申請額／契約の相手方／導入する機器 等

※予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

補助金の交付決定を受けた後に、工事を中止する場合

「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第10号】」を提出してください。

7 | 補助対象要件

(ア)太陽光発電システム

申請時期	設置後（申請期間は5ページを参照）
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・新品のもの・日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたもの・メーカー等が性能を保証し、設置後のサポート等が得られるもの
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・機器費（太陽光パネル・パワーコンディショナー他、必要不可欠な付属機器）・設置工事費（設置費、材料費、労務費、機器搬入費） ※全て税抜

注意事項

- ・ 第三者所有である電力購入契約（PPA）又はリース契約での導入は対象外です。
- ・ 本項目とP9の(イ) 非FIT太陽光発電システムは併用できません。

(ア) 蓄電池

申請時期	設置後（申請期間は5ページを参照）	
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・新品のもの・日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたもの・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等により確保されているもの・停電時のみに利用する非常用電源でないこと。	
	蓄電容量	20kWh以下 国が実施する補助事業の対象機器として「（一社）環境共創イニシアチブ（SII）」により登録されているもの
		20kWh超 埼玉西部消防組合火災予防条例に定める安全基準を満たしているもの

注意事項

- ・ 本項目と（イ）蓄電池の併用はできません。

提出書類はP13・P14・P17をご確認ください。

(イ)非FIT太陽光発電システム

この補助項目は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用しています

申請時期	原則、契約前かつ着工前（申請期間は6ページを参照）
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・新品のもの・日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたもの・メーカー等が性能を保証し、設置後のサポート等が得られるもの・FIT又はFIPの認定を取得しないもの・一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の認証等を受けているもの、または同等水準の性能を有するもの・財産処分制限期間（17年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないもの・自己託送を行わないもの・<u>発電量の30%以上を自家消費するもの</u>・<u>（自家消費分を含む）発電量の50%以上を埼玉県内で消費するもの</u>

注意事項

- ・ 第三者所有である**電力購入契約（PPA）**又は**リース契約**での導入は**対象外**です。
- ・ **新規での設置**が対象です。**既存機器の入替**は本項目の**補助対象外**です。
- ・ 本項目と、P8の（ア）太陽光発電システムは併用できません。
※同一の補助対象物に対して、重複して市の補助金を交付することができないため
- ・ 国庫を財源とする補助事業において、太陽光を補助対象設備として申請する場合、本項目の申請はできません。市単独補助の**（ア）太陽光発電システム**を申請してください。

提出書類はP15～P17をご確認ください。

(イ)蓄電池 ※非FIT太陽光発電システムと同時設置するもの

申請時期	原則、契約前かつ着工前（申請期間は6ページを参照）		
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等により確保されているもの ・停電時のみに利用する非常用電源でないこと 		
	蓄電容量	20kWh未満	国が実施する補助事業の対象機器として「（一社）環境共創イニシアチブ（SII）」により登録されているもの
		20kWh以上	埼玉西部消防組合火災予防条例に定める安全基準を満たしているもの
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費（蓄電池本体他、必要不可欠な付属機器） ・設置工事費（設置費、材料費、労務費、機器搬入費） ※全て税抜 		

注意事項

- ・本項目は**単体での申請はできません**。
- ・本項目を申請した場合、P8の**(ア)蓄電池の申請はできません**。
- ・国庫を財源とする他の補助事業において、蓄電池を補助対象設備として申請する場合、本項目の申請はできません。市単独補助の**(ア)蓄電池**を申請してください
- ・補助対象経費については次の金額水準を満たす機器の調達に努めてください。
 - 【放電容量4,800Ah未満】1.0kWhあたり11.9万円以下（工事費込み・税抜き）
 - 【放電容量4,800Ah以上】1.0kWhあたり12.6万円以下（工事費込み・税抜き）
 ※放電容量4,800Ahは蓄電容量で17.76kWhに相当します。
- ・蓄電容量**20kWh超の蓄電池を導入する際は、埼玉西部消防組合消防長に設置の届出が必要**です。

提出書類はP15～P17をご確認ください。

(ウ) 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

申請時期	設置後（申請期間は5ページを参照）
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・ 新品のもの・ 農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置している太陽光発電設備であること。・ 日本工業規格（JIS規格）又はそれに準じた性能を有するもの・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの・ 継続可能で収益が見込める営農計画を立てていること。・ 営農に適した日射量が確保できる計画となっていること。・ パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されていること。・ 支柱部分について、農地の一時転用許可を受けていること。・ 発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や農地の原形復旧、損害等の取扱いが明確であること。
補助対象経費	本体機器費、設置工事費

提出書類はP13・P14・P17をご確認ください。

(エ) 太陽熱利用システム（入浴介助サービス実施事業者のみ）

申請時期	設置後（申請期間は5ページを参照）
申請対象事業者	<p>以下のいずれかに規定される事業所のうち、入浴介助サービスを実施しており、市内に有する事業所に補助対象工事を実施する個人または法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設※ ・ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う施設※ ・ 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業を行う施設※及び同法第29条に規定する有料老人ホーム <p>※通所及び入所によるものに限る。</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古品または自作品でないもの ・ 強制循環式で、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ 蓄熱槽については、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
補助対象経費	本体機器費、設置工事費

提出書類はP13・P14・P17をご確認ください。

8 | 提出書類

(ア)太陽光発電システム・蓄電池 (ウ)営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング） (エ)太陽熱利用システム

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます。

①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用） 【様式第4号】★	<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請額の箇所は訂正はできません。再作成をお願いします。・ 法人の場合は、法人の口座を振込先としてください。
②事業概要書★	<ul style="list-style-type: none">・ 記入漏れがないよう書いてください。
③補助対象事業の実施効果が分かる書類 ※蓄電池は不要	<ul style="list-style-type: none">・ 施工業者より受け取った再エネ設備導入効果を算出するにあたって根拠となったシミュレーション結果等を添付してください。
④事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none">・ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）の原本又は開業届出等をお出しくください。（有料）・ 3カ月以内に取得したものをご用意ください。
⑤当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ※原本のみ	<ul style="list-style-type: none">・ 法務局でお取りください。（有料）※オンラインで取得したものは使用できません。・ 3カ月以内に取得したものをご用意ください。
⑥補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し（機器費・工事費など）	<ul style="list-style-type: none">・ 発行元（施工者等）の社判が必要です。・ 機器の型式や設置数等が分かるようにしてください。
⑦事業内容が確認できる契約書（または注文書と請書）の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 契約者は申請者と一致することが必須です。・ 契約者と施工者双方の押印が必要です。・ 契約書には、工期や金額、施工場所の記載が必要です。・ 変更契約書や覚書を含む全ての契約書を提出してください。
⑧領収書の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 申請者宛てのもの・ 契約書の金額と領収書の合計金額を一致させてください。 ※契約書の金額と領収書の金額が異なる場合は、但し書きに補助対象工事に要する費用が含まれていることが分かるように記載してください。

次ページに続きます（必要書類と書類作成上の注意）

⑨施工後のカラー写真	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルおよびパワーコンディショナーを撮影してください。
	ソーラーシェアリング	
	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池本体およびパワーコンディショナーを撮影してください。
	太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> 集熱器および蓄熱槽を撮影してください。
⑩設計図		<ul style="list-style-type: none"> 機器全体の配置図 又は 配線図をご用意ください。
⑪機器の性能を証する書類 (カタログ等)	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> パネルの定格出力やパワーコンディショナーの最大出力が分かるページをコピーしてください。
	ソーラーシェアリング	
	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電容量(定格容量)が分かるページをコピーしてください。
	太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> 集熱面積や貯湯量が分かるページをコピーしてください。
⑫対象要件の製品が施工されたことが分かる書類		<p>下記の事項が記載されているかご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場名 または 現場住所 機器の型番 設置数
⑬チェックリスト★		<ul style="list-style-type: none"> 事業者用チェックリスト
以下、太陽光発電システム・ソーラーシェアリングのみ		
余剰売電型	⑭電力受給契約申込書	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者よりお受け取りください。
自家消費型	⑭自家消費していることが確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> 系統連系に対する検討結果回答書の写し等をご提出ください。
ソーラーシェアリング	⑭電力受給契約申込書	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者よりお受け取りください。 電力系統に接続しない場合は提出不要です。
以下、ソーラーシェアリングのみ		
⑮当該土地の登記事項証明書 (全部事項証明書) ※ <u>原本のみ</u>		<ul style="list-style-type: none"> 法務局でお取りください(有料) ※オンライン不可 3か月以内に取得したものを ご用意ください
⑯営農型太陽光発電設備に関する農地の一時転用許可証		<ul style="list-style-type: none"> 所沢市農業委員会事務局より送付される通知です。
⑰農地の一時転用許可を受けた事業の工事完了届		<ul style="list-style-type: none"> 所沢市農業委員会に提出いただいたものの写し 受理書欄が記載されているか確認してください。

事前申請時（契約前かつ着工前）

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます。

<p>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業事業者用）【様式第5号の3】★</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 交付申請額の箇所は訂正はできません。再作成をお願いします。 • 法人の場合は、法人の口座を振込先としてください。 • 蓄電池を一緒に申請する場合は一枚にまとめてください。 				
<p>②事業概要書【エクセルファイル】★</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 記入漏れがないよう書いてください。 				
<p>③事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等の原本をお出してください。（有料） • 3カ月以内に取得したものをご用意ください。 				
<p>④当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※原本</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 法務局でお取りください。（有料） ※オンラインで取得したものは使用できません。 • 3カ月以内に取得したものをご用意ください。 				
<p>⑤市税に滞納がないことが確認できる書類※原本</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市民税課にてお取りください。（有料） • 3カ月以内に取得したものをご用意ください。 				
<p>⑥補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し（機器費・工事費など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 発行元（施工者等）の社判が必要です。 • 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池の型式や設置数等が分かるようにしてください。 				
<p>⑦誓約書</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 内容を確認のうえ、商号・申請者職氏名を自署してください。 				
<p>⑧機器の性能を証する書類（カタログ等）</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 1456 482 1591">太陽光発電システム</td> <td data-bbox="482 1456 1368 1591"> <ul style="list-style-type: none"> • パネルの最大出力とパワーコンディショナーの定格出力が分かるページをコピーしてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1591 482 1715">蓄電池</td> <td data-bbox="482 1591 1368 1715"> <ul style="list-style-type: none"> • 蓄電容量（定格容量）が分かるページをコピーしてください。 </td> </tr> </tbody> </table>	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> • パネルの最大出力とパワーコンディショナーの定格出力が分かるページをコピーしてください。 	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> • 蓄電容量（定格容量）が分かるページをコピーしてください。
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> • パネルの最大出力とパワーコンディショナーの定格出力が分かるページをコピーしてください。 				
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> • 蓄電容量（定格容量）が分かるページをコピーしてください。 				
<p>⑨チェックリスト★</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者用チェックリスト 				

実績報告時の提出書類はP16へ

実績報告時

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます。

<p>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業事業者用） 【様式第 14号の 3】★</p>	
<p>②事業内容が確認できる契約書（または注文書と請書）の写し</p>	<ul style="list-style-type: none">• 複数の項目を申請する場合は1枚のみ記入してください。• 契約者は申請者と一致することが必須です。• 契約者と施工者双方の押印が必要です。• 契約書（注文書）には、契約日、金額、施工場所等の記載が必要です。• 変更契約書や覚書を含む全ての契約書を提出してください。
<p>③領収書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none">• 申請者宛てのもの• 契約書の金額と領収書の合計金額を一致させてください。 ※契約書の金額と領収書の金額が異なる場合は、但し書きに補助対象工事に要する費用が含まれていることが分かるように記載してください。
<p>④施工後のカラー写真</p>	<p>太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none">• 太陽光パネルとパワーコンディショナーを撮影してください。 <p>蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none">• 蓄電池本体を撮影してください。
<p>⑤対象要件の製品が施工されたことが分かる書類</p>	<p>下記の情報が記載されているかご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">• 施主名または施工場所• 製品型式• 設置した数量
<p>⑥「電力受給契約申込書（FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）」</p>	<ul style="list-style-type: none">• 施工業者よりお受け取りください。• 電力会社記入欄に、電力受給の申込が承諾された旨の記載があるものを提出してください。• 発電量調整供給契約を締結する場合は、一般送配電事業者が系統連系を承諾した旨が分かる書類の写しを提出してください。
<p>⑦チェックリスト</p>	<ul style="list-style-type: none">• 事業者用チェックリスト

当てはまる場合に必要な書類【共通】

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます。

委任状★	<ul style="list-style-type: none">申請手続きを申請者本人以外が行う場合
建物所有者共同名義人同意書 【別紙 5-1 号】★ ※自署必須	<ul style="list-style-type: none">申請者以外の建物所有者 又は 共有名義人がいる場合
直近の電気料金請求書の写し および 再生可能エネルギー比率の表示が ある書類の写し	<ul style="list-style-type: none">「環境負荷の少ない電力プラン利用」の加算措置を適用し申請する場合
以下、ソーラーシェアリングのみ	
耕作に関する書類【別紙5-2】★	<ul style="list-style-type: none">土地所有者と耕作者が異なる場合はご記入ください。